

資料 1

経済財政運営と改革の基本方針 2016 について

平成 28 年 6 月 2 日
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2016 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2016
～600兆円経済への道筋～

平成28年6月2日

経済財政運営と改革の基本方針 2016

(目次)

第1章 現下の日本経済の課題と考え方 ————— 1

1. 日本経済の現状と課題
 - (1) 世界経済の状況と我が国の課題
 - (2) 熊本地震への対応
2. 「成長と分配の好循環」の目指すところ
 - (1) アベノミクス「新・三本の矢」の一体的推進
 - (2) 地方創生
3. 600兆円経済に向けた道筋の基本的考え方
4. 東日本大震災からの復興・創生
 - (1) 復興の現状と課題
 - (2) 復興事業・予算
 - (3) 原子力災害からの復興・再生

第2章 成長と分配の好循環の実現 ————— 6

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路^{あいろ}の根本にある構造的な問題への対応
 - (1) 結婚・出産の支援
 - (2) 子ども・子育て支援、子供の貧困対策等
 - (3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等
 - (4) 女性の活躍推進
 - (5) 介護の環境整備等
 - (6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現
2. 成長戦略の加速等
 - (1) 生産性革命に向けた取組の加速
 - ① 人材育成
 - ② 教育の再生

- ③ 研究開発投資の促進
 - ④ 企業の成長力・収益力の強化と活用
 - ⑤ サービス産業の生産性向上
- (2) 新たな有望成長市場の創出・拡大
- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組
 - ② 文化芸術立国・スポーツ立国
 - ③ PPP／PFIの推進
 - ④ メンテナンス産業の育成・拡大
 - ⑤ 観光の基幹産業化
 - ⑥ 攻めの農林水産業の展開
- (3) TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化
- ① TPPを活用した新たなグローバル・バリューチェーンの構築等
 - ② 対日直接投資の更なる促進
 - ③ 「日本ブランド」の下での戦略的な輸出・観光促進
 - ④ 外国人材の活用
- (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
- ① 地方創生
 - ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援
 - ③ 地域の活性化
- (5) 防災・国土強靭化、成長力を強化する公的投資への重点化
- ① 社会資本整備の重点化と生産性革命
 - ② 国土強靭化
 - ③ 防災・減災
 - ④ 都市の活力の向上等
- (6) 規制改革の推進
- (7) 経済統計の改善

3. 個人消費の喚起

- (1) 賃金・可処分所得の引上げ等
- (2) 潜在的な消費需要の実現
 - ① 健康長寿分野での新社会システムの構築
 - ② 国内・外国人旅行者双方による観光・旅行消費の活性化
- (3) ストックを活用した消費・投資喚起
- (4) 消費者マインドの喚起

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

- (1) アベノミクスの成果の活用
- (2) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

- (3) 歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築
- (4) 資源配分の効率化

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

- (1) 外交、安全保障・防衛等
 - ① 外交
 - ② 安全保障・防衛等
- (2) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）
 - ① 治安・司法・危機管理等
 - ② 消費者行政の推進
- (3) 資源・エネルギー
- (4) 地球環境への貢献

第3章 経済・財政一体改革の推進 ————— 31

1. 経済・財政一体改革の着実な推進

2. 先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大

- (1) 先進・優良事例の展開促進
 - ① 健康増進・予防サービス
 - ② 自治体の公共サービス
- (2) 国と地方の連携強化
- (3) 「見える化」の徹底・拡大

3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化

4. 実効的なP D C Aサイクルの構築

5. 主要分野ごとの改革の取組

- (1) 社会保障
 - ① 基本的な考え方
 - ② 「見える化」の更なる深化とワイズ・スペンディング
 - ③ 潜在需要の顕在化
- (2) 社会資本整備等
 - ① 基本的な考え方
 - ② コンパクト・プラス・ネットワークの推進
 - ③ 公的ストックの適正化

- ④ PPP／PFI の推進
 - ⑤ 戦略的な社会資本整備
- (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題
- ① 基本的な考え方
 - ② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革
 - ③ 地方行財政の「見える化」等
 - ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革
 - ⑤ IT化と業務改革、行政改革等
- (4) 文教・科学技術等
- (5) 歳入改革、資産・債務の圧縮
- ① 歳入改革
 - ② 資産・債務の圧縮

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方 - 45

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方
2. 平成29年度予算編成の基本的考え方
 - (1) 集中改革期間2年目の取組
 - (2) 平成29年度予算編成の在り方

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

1. 日本経済の現状と課題

(1) 世界経済の状況と我が国の課題

アベノミクスの取組の下、企業収益は過去最高水準となり、就業者数は増加、また3年連続でベースアップの流れも広がりつつある中で、このところ実質賃金が上昇するなど雇用・所得環境は大きく改善している。このように我が国経済は経済再生・デフレ脱却に向けて大きく前進しており、その良好なファンダメンタルズに大きな変化はない。しかしながら、中国の成長鈍化、石油など資源価格の下落等を背景に、年初来の金融資本市場におけるリスクオフの動きなど国際金融情勢が変動する中で、世界経済の不透明感が増している。

こうした中、G7伊勢志摩サミットを踏まえ、世界経済の持続的かつ力強い成長に向け、日本がリーダーシップを発揮し、G7各国が構造問題に取り組み、機動的な財政政策といったマクロ政策で協力することが、世界経済、日本経済双方にとって極めて重要な課題となっている。

年初来の不安定さは外的要因から来ているとはいえ、国内経済も個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっており、こうした背景には、人口減少・高齢化社会の下での期待成長率の低下、IT化などの技術革新を活かしきれていない生産性の低い働き方の継続、未だ実感に乏しい子育て環境の改善や現役世代の先行き不安等が根強く存在している。構造的課題への更なる取組を通じて、生産性やイノベーション力を引き上げ、働き方改革を進めること等により潜在成長率を高めていくとともに、新市場を開拓し、国民の潜在需要を掘り起こし、需要を拡大していくことが重要となっている。同時に、地方の中小・小規模事業者等、未だアベノミクスの恩恵を十分に実感できていない地域の隅々までアベノミクスの効果を波及させ、地域経済に好循環をもたらす「ローカル・アベノミクス」に取り組む必要がある。

加えて、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、経済再生と財政健全化の双方を一体として実現することが重要である。昨年閣議決定した「経済・財政再生計画」¹の初年度の予算となる平成28年度予算を着実に実施するほか、経済・財政再生アクション・プログラム²に沿ってワイス・スペンディングを強化するなど、経済・財政一体改革を引き続き推進していく必要がある。

¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）第3章

² 「経済・財政再生アクション・プログラム－“見える化”と“ワイス・スペンディング”による「工夫の改革」－」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）

(2) 熊本地震への対応

平成 28 年（2016 年）熊本地震により、熊本地方を中心に甚大な被害が発生した。政府は、被災直後から、人命救助、搜索活動や被災者生活支援など全力を挙げて対応し、現在は、電力、ガス、水道等のライフラインも復旧し、九州新幹線、高速道路も全線開通するなどインフラ復旧も進展している。激甚災害等の指定により、特別な財政援助を行うとともに、復旧工事の難航が想定される道路工事及び海岸工事等を国が代行すること等によって、災害復旧事業も加速している。しかしながら、被災者の生活再建、中小企業や、農林水産業、観光業をはじめとする様々な産業の復興等、課題は山積している。このため、今後も、先手先手で機動的に対応し、被災者の生活再建、道路・施設等のインフラ復旧、二次災害の防止、がれき処理等を迅速に進め、被災地の復興を確実なものとするため、平成 28 年度補正予算を編成し、「熊本地震復旧等予備費」の創設等を行った。

この補正予算を活用して、被災者の生活再建を早期に実現するため、応急仮設住宅等の提供に加え、自宅再建の支援によって、被災者の住まいを確保するための取組を進める。被災した地域インフラの復旧を引き続き強力に推進する。

また、被災地の地域経済と雇用を支える重要な存在である中小企業等を支援するため、政府系金融機関による資金繰り支援のほか、中小企業の事業再建に向けた総合的な支援を行う。被災地の雇用を守るため、雇用調整助成金の助成率引上げ等の特例措置や、休業を失業とみなして失業給付を支給する等の雇用保険の特例措置等による支援を行っていく。基幹産業である農林水産業の復旧を図るため、農地・農業用施設等の復旧支援や、災害関連資金の利子負担の軽減措置など、きめ細かい支援を進める。

さらに、被災地の観光を早期に回復させるため、観光施設の復旧支援に加え、風評被害を防ぐための現地の正確な情報発信、観光需要を喚起するためのプロモーション等をしっかりと行っていく。

以上のとおり補正予算等により当面の復旧対策に万全を期す。その上で、個別具体的な被害状況や必要となる復旧事業等の内容を詳細に点検・精査し、各自治体の財政状況に丁寧に目配りする中で、国庫補助の拡充・強化や、これに伴う地方負担に対する地方財政措置の充実等も含め、更にどのような対応が必要となるかを検討し、必要な財政支援をしっかりと行っていく。

これにより、一日も早く、被災者が安心して生活でき、被災地の復興が成し遂げられるよう、できることはすべてやる、その決意の下で、政府一丸となって全力で取り組んでいく。

2. 「成長と分配の好循環」の目指すところ

(1) アベノミクス「新・三本の矢」の一体的推進

アベノミクス「三本の矢」は、市場の期待を動かし、日本経済をデフレではない状況に変え、企業収益を高め、国民の雇用と所得を拡大した。

「新・三本の矢」は、この好循環を一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すものである。国民一人ひとりの、働きたい、家庭を持ちたい、子を産み健やかに育てたいという希望の実現を支えるとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていく政策パッケージである。

第一の矢の600兆円経済の実現を通じて、生産性革命、イノベーションが促され、健康長寿や子育て支援サービス分野等で国民のニーズに応える付加価値の高い財・サービス、新たな投資、質の高い雇用が生み出され、産業構造が変革される。国民一人ひとりの生活の質を上げるとともに、国民所得の拡大を生み出す。

第二の矢の希望出生率1.8、第三の矢の介護離職ゼロの実現は、国民一人ひとりの希望の実現を支え、人口減少・高齢化が醸成している将来不安を払拭し、日本の経済社会の持続的成長力を高める。働き方や教育の仕組みを変え、日本の将来を担う世代、支援を必要とする人を社会が支え、社会参加・社会貢献を拡大する。

「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、「成長と分配の好循環」を実現する。生産性の高い企業活動を実現し、収益を更に拡大する。働き方や学び、福祉など、各場面で選択肢を広げる。こうした分配面の強化は日本経済の成長力を更に拡大させる。

(2) 地方創生

「成長と分配の好循環」を全国津々浦々まで波及させ、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保する。このため、「東京一極集中のは是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現」、「地域の特性に即した課題解決」を基本的視点として、地域が持つ魅力（「知恵」「人材」「資源」）を最大限引き出し、国及び地方において官民の総力を挙げて地方創生を本格展開する。

少子高齢化に直面し、長期のデフレを経験した日本がこうした取組により経済を再生する姿は、同様の課題に直面する多くの先進国にとっても重要な意味を持つものである。

3. 600兆円経済に向けた道筋の基本的考え方

「新・三本の矢」は、一億総活躍の考え方の下、「国民の希望の実現」を支えることを中核として、新たな需要と供給を生み出すとともにその成果を国民一人ひとりに分配することにより好循環を強化するものである。その結果として、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長の実現がより確実になる。

具体的には、まず、働きたいという国民の希望の実現に向け取り組むことにより労働供給の増加が生まれる。同時に、賃金や最低賃金の上昇を支えることにより、分配面において雇用者所得が着実に増加する。

また、結婚したいという希望、子供を持ち健やかに育てたいという希望、自らの能力・才能を磨きたいという希望、より健康になりたいといった希望の実現に向け、「国内の潜

在市場」を顕在化すること、日本の製品や食品をもっと購入したい、日本に行って観光や医療・健康・美容などのサービスを受けたいといった海外の人々の希望に応える「海外の潜在市場」を開拓すること等により、潜在需要が現実のものになる。

同時に、イノベーションと働き方改革等による生産性向上が期待されることで企業が設備投資や技術・人材投資等に前向きになり、長期的に低迷してきた日本における投資のリターンが向上する。

こうした「新しい経済社会システム」を実現するため、政府の役割は大きい。「国民の希望」を実現するために、必要な制度改革・規制改革や安定財源の確保を行うこと、歳出改革の下で、「見える化」³、ワイス・スペンディングを推進し、成長戦略を加速させる観点からも、公的サービスの産業化を進めることにより、ムダをなくすと同時に産業活性化を促すこと、医療・介護の分野では、国民の希望である健康への投資に資源配分を重点化すること等が必要不可欠である。

アベノミクスによって、経済再生と財政健全化の双方が着実に前に進んできている。一億総活躍等の実現に向け、アベノミクスの成果も活用しつつ取組を進める。

4. 東日本大震災からの復興・創生

(1) 復興の現状と課題

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。本年4月から、10年間の復興期間の後期5か年である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入った。これまでの取組により、住まいの再建や産業・生業の再生は着実に進展しているほか、福島の原子力災害被災地域でも一部市町村で避難指示が解除されるなど、復興は着実に進展している。

復興・創生期間においては、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」⁴に基づき、10年間の復興期間の「総仕上げ」に向け、被災者の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指す。このため、多様化しつつある地域・個人からのニーズにきめ細かく対応しつつ、引き続き、切れ目のない被災者支援を行うとともに、次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、被災地の発展基盤となるインフラの復興を着実に進める。さらに、コミュニティの形成や産業・生業の再生等を通じて、新たなまちでの暮らしの再開や地域の再生を図る。

特に、平成28年を「東北観光復興元年」と位置付け、取組を強化している東北の観光復興を一層推進するとともに、被災地の主要産業である水産加工業の販路開拓支援、農業の大規模化、林業における木材の需要拡大と安定供給の確保など創造的な産業復興に取り組む。

³ 「見える化」とは、情報やデータを集約・分析・加工して、比較が容易にできるなど、見て分かりやすく、利用しやすい形で公開することをいう。

⁴ 「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）

(2) 復興事業・予算

復旧・復興事業の規模と財源については、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」⁵等において、「復興・創生期間」を含む復興期間 10 年間で 32 兆円程度を確保したところである。各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、確実に復興を進める。

(3) 原子力災害からの復興・再生

避難指示等が出た福島の 12 市町村⁶をはじめとする原子力災害被災地域においては、依然として避難を余儀なくされている方々がいる。遅くとも平成 29 年 3 月までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に引き続き取り組み、「本格的な復興」のステージへの移行を進めていく。また、帰還困難区域の見直しに向けた国の考え方を、本年夏までに示す。さらに、福島の復興・再生は中長期的対応が必要であることから、「復興・創生期間」後も継続して国が前面に立って取り組む。

福島の復興・再生に当たっては、その大前提である廃炉・汚染水対策及び中長期的な廃炉に向けた研究開発や人材育成を着実に進めるとともに、国内外に根強く残る風評の払拭に取り組む。また、中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、除去土壤等の減容・再生利用に向けた取組を着実に進めるため、政府一体となって取組の加速化を図る。

県・市町村・民間とよく連携し、中長期・広域の視点で策定された「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」⁷の個別具体化・実現に向けて取り組む。浜通り地域の広域的かつ自立的な経済復興に向けて、ロボット・廃炉・エネルギー・農林水産業など、福島イノベーション・コースト構想⁸の重点分野に係る各種拠点の整備、実用化開発等の促進、拠点を中心とした産業集積・周辺環境整備等の施策を、関係省庁が連携して着実に推進していく。また、事業・生業や生活の再建等を通じ一日も早いまちの再生に向け、官民合同チームの体制の強化等を図る。

⁵ 「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）

⁶ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の 12 市町村。

⁷ 「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」（平成 27 年 7 月 30 日福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会取りまとめ）

⁸ 「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」（平成 26 年 6 月 23 日福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）

第2章 成長と分配の好循環の実現

「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率の10%への引上げを2019年（平成31年）10月まで2年半延期するとともに、2020年度（平成32年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持する。「経済・財政再生計画」の枠組みの下、以下の方針により、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進める。

- 日本の景気回復の腰折れを回避し、日本経済を再びデフレに戻さない。
- 平成28年（2016年）熊本地震による被災者の生活への支援等に万全を期す。また、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組む。
- 世界経済の回復のための国際協調に向け積極的に取り組む。
- 少子高齢化などの構造問題に正面から取り組み、様々な「壁」を一つ一つ取り除き、誰もが活躍できる一億総活躍社会を構築する。
- サプライサイドの強化を所得や需要の増加に結び付け、所得や需要の増加を持続的成長に結びつけるとともに、ローカル・アベノミクスを深化させることで「成長と分配の好循環」を一層強化する。
- 「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行し、国・地方を通じたワゴン・スペンディングを徹底する。

具体的には、以下ののような取組を進める。また、アベノミクスや一億総活躍社会の実現をはじめとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について一層の理解を得るよう、内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の^{あいろ}険路の根本にある構造的な問題への対応

個人消費や設備投資に力強さを欠くといった経済成長の^{あいろ}険路の根本には、人口減少、少子高齢化という構造的な問題がある。すなわち、人口減少や少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安となっている。これらの構造的な問題に、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」により、真正面から取り組もうとしている。

少子高齢化への対応は待ったなしの最重要課題であり、将来に先送りすることなく、アベノミクスによる成長の果実が得られつつある今こそ、希望どおりに働き、結婚、出産、子育てができる環境を早急に整えるべきである。また、第4次産業革命に対応するためにも、労働市場の柔軟性と労働者の安心を両立させる新しい働き方を確立していくことが必要である。

このため、以下の事項について、「ニッポン一億総活躍プラン」⁹を踏まえ、取組を進

⁹ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）

める。

(1) 結婚・出産の支援

少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備するための支援を充実するとともに、結婚・出産を希望する若者世帯・子育て世帯が望む住生活の充実を図る。このため、地域の特性に応じた自治体の取組支援、企業等による結婚支援の取組支援、ライフプランニング・キャリア形成のための教育の強化、若者・子育て世帯向け住宅支援に取り組む。

不妊治療に必要な支援等を推進するため、不妊治療に係る相談機能等の充実に取り組む。

(2) 子ども・子育て支援、子供の貧困対策等

地域の実情に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援体制の拡充を進め。このため、子育て世代包括支援センターの整備や、多子世帯への支援、地域子育て支援拠点・利用者支援事業・ファミリーサポートセンター事業の整備に取り組む。また、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進や小児・周産期医療提供体制の充実に取り組む。

出産後・子育て中の就業や子供の体調不良への対応など様々な保育ニーズに対応し、保育所、企業主導型保育、病児保育等多様な保育の受け皿や放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を空き教室などの地域のインフラを活用しながら推進するとともに、放課後等における学習・体験活動の充実を図る。「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。保育人材の確保策と併せた総合的取組により、保育の待機児童は平成29年度末、放課後児童クラブの待機児童は平成31年度末の解消を目指し、以降も維持継続する。平成30年度以降も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組む。

また、求められる保育サービスを支えるために必要な保育人材を確保するため、保育士¹⁰の処遇改善、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。あわせて、放課後児童クラブや児童養護施設等についても、業務や経験に応じた処遇改善や生産性向上を通じた労働負担の軽減等に総合的に取り組む。

家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができ、子育てのしやすい環境づくりとして、三世代の同居・近居を推進する。このため、三世代同居に対応した優良な住宅の整備又はリフォームへの補助や、三世代同居に対応した住宅リフォームに

¹⁰ 「子ども・子育て支援新制度」の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものと含む。

係る所得税の特例措置、地域居住機能再生推進事業等を実施する。

安心して子供を産み育てられるための教育環境が重要である。教育機会の不平等による貧困の固定化を回避し、家庭の経済事情等にかかわらず全ての子供たちが夢に向かって希望する教育を受けられる教育環境を整備する。このため、教育費負担軽減、不登校・中退等対策に取り組む。

世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組を進め、格差が固定化されず、社会的流動性のある環境を整備する。このため、子供の居場所づくりや学習支援、生活保護制度における子供の自立支援、親の就労支援、養育費確保策、国民運動の展開や地域ネットワークの形成など社会全体の取組支援、児童虐待防止対策に取り組む。

非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善を進めることにより若者の経済的基盤の強化を図るとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者への医療・福祉・教育・就労に渡る切れ目ない伴走型支援の提供、在学中における相談支援・指導体制の充実等により、若者の就労・自立を目指す。

(3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等

働き方改革を、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジと位置付け、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善、総労働時間抑制等の長時間労働是正に取り組み、多様な働き方の選択肢を広げる。また、非正規雇用労働者の正社員転換や年次有給休暇の取得促進等を推進する。

高齢者の就業率を高めることが重要であり、65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年引上げを行う企業等に対する支援、高齢者雇用を支える改正雇用保険法¹¹の施行、企業における再就職受入支援や高齢者の就労マッチング支援の強化により、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図る。

また、地域の特性に応じた働き方改革を進め、地域働き方改革会議の取組支援、働き方改革に関する先進的な取組の普及、都市部から地方への人材還流を図る。

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。税制については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理¹²を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。社会保障制度については、年金機能強化法¹³による本年10月からの大企業における被用者保険の適用拡大に加え、中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずるとともに、施行状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進める。その際、就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑

¹¹ 「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第17号)

¹² 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」(平成26年11月7日政府税制調査会取りまとめ)及び「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(平成27年11月13日政府税制調査会取りまとめ)

¹³ 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第62号)

に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げや本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底するとともに、人手不足の状況などを注視し、必要に応じて充実・強化する。国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」¹⁴について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

(4) 女性の活躍推進

我が国最大の潜在力である「女性の力」を十分に発揮させなければならない。様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことができるよう、女性の活躍を加速する必要がある。

このため、「女性活躍加速のための重点方針 2016」¹⁵に基づき、長時間労働の削減などの働き方改革や男性の家事・育児等への参画促進、テレワーク等による柔軟な働き方の推進、女性活躍のための行動計画の策定・情報公表等による女性の積極的な採用・登用の促進、将来指導的地位に登用される女性の候補者の育成などの取組を推進する。子育て等で一度退職した正社員等の復職やキャリアアップへの道が一層開かれるようになるため、企業への働きかけ、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進する。あわせて、多様な正社員などの女性が働きやすい働き方の環境整備を推進するとともに、いわゆるセクハラ・マタハラの防止に向けた取組を推進する。

(5) 介護の環境整備等

介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアを推進する。このため、在宅・施設サービスの整備、介護離職の観点も含めた介護ニーズの把握等に関する調査、高齢者の自立支援や介護予防に取り組む保険者等の好事例の全国展開、国有地の利用推進、介護基盤整備の強力な推進に取り組む。

求められる介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、介護人材の待遇改善等、多様な人材の活用と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。

家族が介護を必要とする状況になったときに、職場や地域包括支援センター等、様々な場所で介護の情報を入手し、相談できる体制を構築する。また、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の実現等により、認知症の介護を行う家族等への支援を行う。このため、地域包括支援センターの強化、認知症サポーターの養成、認知症初期集中支

¹⁴ 「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」(平成 28 年 5 月 9 日付基発 0509 第 1 号)

¹⁵ 「女性活躍加速のための重点方針 2016」(平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

援チームの設置、家族支援の普及、成年後見制度の利用促進に取り組む。

誰もが介護休業の取得をためらうことのない社会を目指し、拡充された介護休業制度の周知や各企業への働きかけ、介護と仕事の両立が可能な働き方の普及を推進する。

健康寿命の延伸は、個人の努力を基本としつつ、自治体や医療保険者、雇用する事業主等が、意識付けを含め、個人が努力しやすい環境を整える。また、老後になってからの予防・健康増進の取組だけでなく、現役時代からの取組も重要であり必要な対応を行う。

(6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

2. 成長戦略の加速等

600兆円経済の実現に向けて、成長戦略¹⁶の進化・実現に取り組む。

人材投資や設備投資、イノベーションに向けた徹底した取組、「Society5.0」¹⁷（超スマート社会）の実現に向けた取組、「世界最先端IT国家創造宣言」¹⁸に基づく施策、知的財産・標準化戦略の強化、健康長寿社会の実現に向けたICT基盤の整備等を通じて、生産性を引き上げる。産業の新陳代謝の促進やイノベーションを促すような制度への変革を通じて、付加価値を高める産業構造に変革する。

新たな有望成長市場の創出に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組、スポーツの成長産業化、観光の基幹産業化、攻めの農林水産業の展開等に取り組むほか、「官民戦略プロジェクト10」として、第4次産業革命への対応、世界最先端の健康立国への取組、環境エネルギー制約の克服と投資拡大等に取り組む。

¹⁶ 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

¹⁷ サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらす、人類史上5番目の社会である「超スマート社会」を世界に先駆けて実現（Society5.0）していく（狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味が込められている。）。

¹⁸ 「世界最先端IT国家創造宣言」（平成28年5月20日閣議決定）

(1) 生産性革命に向けた取組の加速

① 人材育成

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の検討、世界トップレベルの人材を輩出する卓越大学院（仮称）の具体化、高等専門学校教育の高度化など、教育研究拠点を強化するとともに、卓越研究員制度等による、初等中等教育段階からトップレベルの研究者に至るまでの体系的な人材の育成・確保策を講ずる。

② 教育の再生

教育は強い経済の形成の基盤であり、重要な先行投資である。教育基本法¹⁹の理念の実現に向け、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、「第2期教育振興基本計画」²⁰に基づき、総合的に教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、アクティブ・ラーニングの視点による学習を促進しつつ、家庭の経済事情、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、子供が社会において自立できる力を育成する。このため、学校の指導体制等の充実・確保や教員の資質能力の向上、専門スタッフ等の参画も得たチーム学校の運営体制の構築、学校と地域の連携・協働を一体的に推進する。また、創造性の育成、特別支援教育など多様な個性が長所として活かされる教育、教育の情報化、²¹ 幼児教育の振興に取り組む。さらに、安全・安心な学校施設整備を推進する。

海外留学・外国人留学生や外国人研究者の受入れ促進を通じた大学の徹底した国際化、高大接続改革を進めるとともに、職業教育や社会人の学び直しを推進する。

幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や新たな所得連動返還型奨学金制度の導入を進める。また、給付型奨学金について、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。さらに、授業料等負担の軽減に取り組む。

③ 研究開発投資の促進

「第5期科学技術基本計画」²²に基づき、IoT、ビッグデータ、人工知能に係る研究開発等について、将来必要となる技術を特定し今後の展望をロードマップとして描き、一元的な司令塔の下、官民を挙げて推進するとともに、新たな価値創出のコアとなる強みを有する基盤技術の強化・基礎研究の推進、企業・大学・国立研究開発法人等におけるオープンイノベーションの推進や機能強化、及び民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年（平成32年）までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、「経済・財政

¹⁹ 「教育基本法」（平成18年法律第120号）

²⁰ 「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）

²¹ 「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）

再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指すこととする。期間中のGDPの名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」²²の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、第5期科学技術基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。また、人工知能の普及に伴う社会的・倫理的課題に関し国内外の議論を進める。加えて、世界最高水準のITインフラ環境、その運用を行う人材の確保及び生活に密着した分野における利活用促進、サイバーセキュリティ対策、知的財産戦略の推進、先端技術の国際標準化に、官民挙げて取り組む。

④ 企業の成長力・収益力の強化と活用

過去最高水準の経常利益を背景に、企業の保有する現預金等は増加している。日本経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、企業の内部資金を投資につなげていくことが必要である。また、ESG（環境、社会、ガバナンス）や人材投資、研究開発投資などの無形資産への投資を含む取組や、資本効率の向上に向けた取組により、中長期的な成長力や収益力を強化することが重要である。そのため、取引所等の関係者と協力し、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上に向けて取り組むとともに、企業と投資家の対話の充実に向けた具体策を検討する。また、民間からの成長資金の供給を促すため、官民ファンド、政府系金融機関を積極的に活用する。さらに、現下の低金利環境を活かし必要な投資を進める道筋を検討する。

また、第4次産業革命により求められる産業構造・就業構造の変革に、迅速かつ柔軟に対応するため、新たなビジネスの創出や事業再生・事業承継のための規制改革などの環境整備により、企業や産業の新陳代謝の促進・事業再編の円滑化を進める。

⑤ サービス産業の生産性向上

雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。

官民で設立したサービス業の生産性向上協議会において、製造業の「カイゼン活動」など異業種のノウハウをサービス産業へ応用し、分野別の生産性改善のためのモデル創出・標準化を通じた優良事例の横展開を図る。

「サービス産業チャレンジプログラム」²³に基づき、「日本サービス大賞」によるベストプラクティスの普及、中小サービス事業者へのIT投資促進、サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格」の創設・普及等を進めるとともに、中小企業等経営強化法²⁴の事業分野別指針に基づく取組の支援や、中小企業団体等の活用を通じた地域単位での取組の推進等を行う。

労働力不足が深刻化する中、トラックの隊列走行やダブル連結トラックの早期実現、

²² 「中長期の経済財政に関する試算」（平成28年1月21日経済財政諮問会議提出）

²³ 「サービス産業チャレンジプログラム」（平成27年4月15日本経済再生本部決定）

²⁴ 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年5月24日成立）

特車通行許可の迅速化、小型無人機（ドローン）による荷物配送、港湾の荷役機械の遠隔操作等により物流生産性革命の実現を図る。

（2）新たな有望成長市場の創出・拡大

① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と世界への日本の発信の最高の機会である。その開催に向け、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」²⁵等に基づき、関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮、競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及など大会の円滑な準備を進める。あわせて、各種災害発生時における大会関係者及び観客の避難誘導等万全の対策を講ずる。また、ホストタウンによる地域活性化や国際交流の推進、オリパラアンバサダーの導入等ボランティア人材の育成・普及、beyond2020プログラム等を通じた日本文化の魅力や先進技術の発信、東京のユニバーサルデザイン・ショーケース化や心のバリアフリーの推進等による共生社会の実現など大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を政府一丸となって進める。

関連する施設設備については、必要性、手法等を精査し、計画的な対応を推進する。

アイヌ文化の復興等を促進するため、2020年（平成32年）までに国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園及び慰霊施設を開設するなど、100万人の来場者実現に向けた民族共生象徴空間の整備等を進める。

② 文化芸術立国・スポーツ立国

文化芸術立国に向けた新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化等を通じ、コンテンツやデザイン等を含めた文化芸術資源を一層活用して地域や経済の活性化を図るため、文化芸術活動に対する効果的な支援、子供の体験機会の確保、担い手の育成、国立文化施設の機能強化、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信、文化財の保存・活用・継承、メディア芸術等の振興を進める。

スポーツ立国を目指し、スポーツ庁を中心とした、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツを通じた健康増進や国際交流・協力、障害者スポーツの振興を進めるとともに、スポーツを成長産業としていくため、施設の収益性向上や観光など他産業との連携、スポーツ経営人材の育成等を推進する。

③ PPP/PFIの推進

公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため、国及び人口20万人

²⁵ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）

以上の方公共団体等における実効ある優先的検討の枠組みの構築・運用、地域の民間事業者の案件形成力を高めるための地域プラットフォームの形成・活用、民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく。これにより、「PPP／PFI推進アクションプラン」²⁶に掲げる10年間（平成25年度から平成34年度まで）の事業規模目標21兆円を目指す。

④メンテナンス産業の育成・拡大

公共施設や民間の建築物の維持管理・更新を行うメンテナンス産業の育成・拡大を図るため、新技術の掘り起こしや幅広い業種からのメンテナンス市場への新規参入等を促進していく。また、メンテナンス技術や関連する企業の海外市場への展開を図る。

⑤観光の基幹産業化

観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、観光関係の規制・制度の総合的な見直し、官民ファンドの活用による観光地の再生・活性化、世界水準のDMO²⁷の形成、政府レベルの支援体制の構築によるMICE²⁸誘致等を行う。また、羽田空港の飛行経路見直しやコンセッション等による空港の機能強化、地方空港のLCC²⁹等の受入れ促進、クルーズ船受入れの更なる拡充を図る。そのほか、高速交通網を活用した「地方創生回廊」の完備、立体道路制度の拡充による交通モード間の接続強化、PPP／PFI手法の活用等による無電柱化、自転車利用環境の創出や容積率緩和制度を活用した宿泊施設等の整備を推進する。さらに、革新的な出入国審査などのCIQ³⁰の体制整備、通信環境やキャッシュレス環境などのソフトインフラの改善を推進する。

訪日外国人旅行者を含め外国人が安心して日本の医療機関を受診できる環境を整備するため、外国人患者受入体制が整備されているとして認証を受ける医療機関や、医療通訳等が配置された病院など、外国語診療が可能な医療機関を増加させていく。また、それらの医療機関の情報提供を充実させる。

⑥攻めの農林水産業の展開

攻めの農林水産業を展開し、農林水産業等を成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。こうした基本的な考え方の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」³¹及び「食料・農業・農村基本計画」³²に加え「総合的なTPP関

²⁶ 「PPP／PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）

²⁷ Destination Management/Marketing Organization：観光地域づくり推進法人

²⁸ 企業会議（Meeting）、企業の報奨・研修旅行（Incentive）、国際会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の総称。

²⁹ Low Cost Carrier：低コストかつ高頻度の運航を行うことで低運賃の航空サービスを提供する航空会社。

³⁰ 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）を包括した略称。

³¹ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）

³² 「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）

連政策大綱」³³に基づく施策を着実に実施し、夢と希望の持てる「農政新時代」を創造する。

I T の活用等による農業イノベーションの創出、食の安全の確保、6次産業化の推進、担い手への農地集積・集約化のため農地中間管理機構の取組の強化、農協等改革の実施、多様な担い手の育成・確保³⁴、中山間地域を含めた産地の収益力・生産基盤の強化等により、畜産・酪農を含む農業の競争力強化を進める。また、成長産業化を一層進めるため、生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料等）価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、全ての加工食品の原料原産地表示、チェックオフ制度³⁵の導入を検討する。土地改良事業については、高付加価値化・生産コスト削減に資する農地の大区画化・汎用化や維持・保全等を一層推進する。また、米政策の改革を着実に進めること等により、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備するとともに、食料安全保障の確立等を図る。

活力ある農山漁村の構築に向け、都市と農山漁村の教育交流、農業者の就業構造改善、農観連携、集落間連携、都市農業振興等を進める。

「森林・林業基本計画」³⁶に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるC L T³⁷やC N F³⁸等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

水産資源の浜ごとの特性等を踏まえた管理、持続可能な漁船漁業・養殖業の展開、水産物の消費拡大等を図る。

（3）TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化

① TPPを活用した新たなグローバル・バリューチェーンの構築等

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の早期発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日EU・EPA、R C E P（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTAなどの経済連携協定や「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」³⁹の下、投資関連協定の締結を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを

³³ 「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）

³⁴ 「緑の雇用」施策等を参考にした育成・確保を図る。また、農林水産高校の実践的な教育の実施を含む。

³⁵ 生産者等から資金を徴収し、これを原資として生産者が主体となって販売促進活動等を行う制度。

³⁶ 「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）

³⁷ Cross Laminated Timber（クロス・ラミネイティド・ティンバー）：直交集成板

³⁸ Cellulose Nanofiber（セルロース・ナノファイバー）：木材等から得られるセルロース繊維の集合体（パルプ）をナノ化（微細化）したもの。

³⁹ 「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成28年5月11日公表）

目指す。

TPPにより自由で公正な8億人の巨大経済圏が誕生することで、様々な分野でグローバル・バリューチェーンが構築され、輸出や海外展開による海外市場の取り込み、海外からの投資の拡大、ひいては国内での投資や生産性向上が進み、我が国経済を新たな成長経路に乗せることが期待されている。こうしたTPPの効果が最大限発揮されるよう、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、必要な施策を講ずる。

具体的には、「新輸出大国コンソーシアム」の下で、国、地方公共団体、JETROなどの支援機関が連携して、中堅・中小企業の海外展開を総合的に支援する。更なる海外展開が見込まれるコンビニエンス・ストアなど流通産業との連携を促進し、日本の優れた產品の海外での販売を後押しする。海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境の整備⁴⁰を行う。また、法の支配の理念の下、投資家と国との間の紛争解決（ISDS）を含む国際紛争への対応・未然防止を強化する。

② 対日直接投資の更なる促進

TPPを契機に、我が国が貿易・投資の国際中核拠点（グローバル・ハブ）となることを目指し、我が国の強みを活かし、外国企業の投資や国内企業との連携を促進する方策など、対日直接投資推進会議で取りまとめた政策パッケージを踏まえ対日直接投資を更に促進する。

具体的には、総理・閣僚のトップセールスや、在外公館・JETRO・地方自治体の更なる連携・機能強化による対日直接投資の案件発掘・誘致活動に取り組み、外国企業の高付加価値部門を我が国に誘致する。また、我が国の中堅・中小企業が外国企業の経営資源を活用して技術力強化、販路拡大等に取り組み成長力を強化できるよう、JETROと地域金融機関等との連携強化やJ-GoodTech（ジェグテック）の活用により「グローバル・アライアンス推進スキーム」の機能を強化し、資本提携を含めた両者の提携促進のための取組を強化する。

「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」⁴¹の着実な実施に加え、高度外国人材の更なる受入れのための制度改善や外国人の子供の教育環境の充実、日本法令の外国語訳の拡充、日本人に対する英語教育の強化、日常生活の場面での外国語対応の促進など、対日直接投資促進のための環境整備に取り組む。

また、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続を抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議を中心に検討し、1年以内を目途に結論を得ることとし、このうち早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

あわせて、事業環境の国際的なイコールフッティングの確保に向け、規制改革の更なる推進や産業インフラの機能強化など、日本の立地競争力を強化するための制度改革に

⁴⁰ 海外市場をめぐる法や運用等の調査・研究を活用した企業活動の支援を含む。

⁴¹ 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定）

不斷に取り組む。

③「日本ブランド」の下での戦略的な輸出・観光促進

農林水産品、省エネ・省資源、インフラシステム、医療・健康サービス、美容サービス等分野横断的に、「安全」・「安心」・「高品質」などの評価を「日本ブランド化」とともに、在外公館等の活用や民間主導による国内拠点構築等を通じ、日本食・日本産酒類、コンテンツ等の輸出や文化の創造・対外発信などクールジャパン戦略を推進し、輸出・観光を促進する。

我が国のインフラシステム輸出を一層促進するため、「インフラシステム輸出戦略」⁴²や「質の高いインフラパートナーシップ」⁴³を着実かつ効果的に実施・活用するとともに、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」⁴⁴に基づき、世界全体に対するインフラ案件向けリスクマネーの供給拡大や更なる制度改善、関係機関の体制強化と財務基盤確保を行う。あわせて、戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化や現地人材の育成、積極的なトップセールス、相手国制度構築支援などの相手国のニーズを踏まえた施策を政府横断的に推進する。また、航空・宇宙・海洋産業の振興を図る。

「農林水産業の輸出力強化戦略」⁴⁵に基づき、民間の意欲的な取組を支援する観点から、統一的・戦略的なプロモーション⁴⁶と販路開拓、卸売市場の輸出拠点化や海外の販売拠点の設置、鮮度保持輸送技術の普及、食品安全や検疫など諸外国の規制の緩和・撤廃、H A C C P⁴⁷などの食品安全基準やG A P⁴⁸等への対応等の取組を推進することにより、2020年（平成32年）の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指すとともに、食品産業のグローバル展開を図る。

④ 外国人材の活用

高度外国人材の受入れを拡大するため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設など諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備するとともに、高度人材ポイント制の要件の見直し・利用促進、日本での就労希望者（留学生、ODA等による高度人材育成事業対象校の外国人学生、J E T プログラム終了者等）と採用意欲の高い企業側のマッチング支援、J E T プログラムの拡充、外国人留学生の日本における就職率

⁴² 「インフラシステム輸出戦略」（平成28年5月23日改訂）

⁴³ 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月21日安倍総理発表）及びその具体策（同年11月21日安倍総理発表）

⁴⁴ 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日安倍総理発表）

⁴⁵ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）

⁴⁶ 多様な地域の食やそれを支える農林水産業、特徴ある景観等の観光資源の魅力を「食と農の景勝地」として認定し、効果的かつ一体的に海外発信し、訪日外国人旅行者を誘客する取組等。

⁴⁷ Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析・重要管理点）：食品の衛生管理の手法

⁴⁸ Good Agricultural Practice：農業生産工程管理

の5割への引上げ、外国人の子供の教育環境を含む生活環境整備を進める。

経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れを拡大するとともに、オリンピック・パラリンピック関連事業の円滑な執行に向けて建設分野の外国人材を受け入れる制度等を活用する。

また、外国人の就労状況を把握する仕組みを改善しつつ、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化を進める。

さらに、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

① 地方創生

一億総活躍社会を実現する上で最も緊急性の高い取組の一つである地方創生の本格展開に向けて、東京一極集中を是正し人口減少に歯止めをかけることを目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」⁴⁹及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」⁵⁰に基づき、①地方創生の深化を実現する政策の推進、②地方における地域特性に応じた戦略の推進、③多様な地方支援の推進、に取り組む。

具体的には、日本版DMOや地域商社を通じた地域ブランドの確立、日本型イノベーション・エコシステムの形成による地域イノベーションの促進、IoTを活用した地域サービス産業の生産性向上、コンパクト・プラス・ネットワークの推進や稼げるまちづくり等により、ローカル・アベノミクスの実現に寄与する。また、知の拠点としての地方大学活性化や大都市圏への学生集中の抑制、政府関係機関の移転と企業の地方拠点強化等を通じた地方定着・移住の促進、地域の実情に応じた働き方改革、連携中枢都市圏の形成等により、地方で人々が安心して生活を営める社会環境をつくり出す。

さらに、人口減少等からみた地域特性に応じ、進歩の遅れている課題について、戦略・事業の強化を図るために地方公共団体が行う取組推進や効果検証に対して支援を行う。

国は、こうした事業に取り組む地方公共団体に対して、情報面・人材面・財政面から支援する。情報面では地域経済分析システム（REAS）、人材面では地方創生を担う人材を育成する「地方創生カレッジ事業」等、財政面では中長期的な地方創生の取組を支援する地方創生推進交付金や地方創生応援税制等の措置を活用する。

地方への人材還流を推進するため、46道府県に整備されたプロフェッショナル人材戦略拠点の活動を支援し、潜在成長力を有する企業の発掘と、潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材の就業機会の拡充等を図る。

② 中堅・中小企業・小規模事業者支援

中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派

⁴⁹ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）

⁵⁰ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）

遣等により、ＩＣＴ投資やＩＴ人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。加えて、先駆的な取組を行う商店街への支援、地域金融機関等との連携による成長産業への円滑な労働移動支援等を行う。

政労使合意⁵¹の浸透を図るとともに、大企業へのヒアリングの実施、下請法⁵²等の運用強化、下請取引ガイドラインの充実・普及により、「良い品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行を定着させること等を通じ、下請等中小企業の取引条件の改善を図る。

中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期しながら、金融機関と事業者が共に経営改善や生産性向上等に今まで以上に取り組むよう、信用保証制度の見直しに係る詳細設計を進め、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る。

③ 地域の活性化

(地域の活性化)

経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出等による地域経済好循環の拡大を図るため、産学官の連携により、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行う企業の創出、分散型エネルギー・システムの構築等のエネルギーの地産地消、自治体インフラの民間開放等を進める。また、マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携⁵³にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。

地域おこし協力隊の拡充により、都市部の若者等外部人材を積極的に活用し、その定住・定着を図る。

広域的な高速交通ネットワーク⁵⁴の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。

広域連携プロジェクト等を通じ「対流促進型国土」の形成を目指す新たな「国土形成計画」⁵⁵等⁵⁶を推進し、各地域の独自の個性を活かした、これからの時代にふさわしい国

⁵¹ 「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」（平成 26 年 12 月 16 日経済の好循環実現に向けた政労使会議合意）

⁵² 「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号）

⁵³ 世界遺産登録を見据えたものを含む。

⁵⁴ 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。なお、リニア中央新幹線全線については、建設主体の整備を更に促進するため、財政投融資の活用等を検討する。

⁵⁵ 「国土形成計画（全国計画）」（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）

⁵⁶ 「北海道総合開発計画」（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）を含む。

土の均衡ある発展の実現につなげていく。

自治体による自主的な住民生活の基盤整備についても、着実な実施を図る。

成果志向の事業遂行を促進する社会的成果（インパクト）評価の推進や民間資金の活用により、複雑化・多様化する社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込み、民間の公益活動の活性化を図ることで、活力あふれる共助社会づくりを推進する。

地域の基幹産業の国際競争力を確保するため、造船業等における地域発のグローバルイノベーションの創出を推進するとともに、港湾等のロジスティクス機能の強化を図る。

(沖縄振興)

成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を活かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。^い
^{けん}

国家戦略特区の活用のほか、那覇空港の滑走路増設、クルーズ船の寄港受入れのための港湾整備を通じて、観光ビジネスの振興、イノベーション拠点の形成、日本とアジアを結ぶ国際物流拠点の形成を図るとともに、沖縄科学技術大学院大学（OIST）の規模拡充に向けた検討や、OIST等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展、全国の中でも極めて深刻な沖縄の実情を踏まえた子供の貧困対策の推進を図る。

また、西普天間住宅地区跡地について、関係府省庁の連携の下、国際医療拠点構想の具体的な検討を進めた上で、同跡地への琉球大学医学部及び同附属病院の移設や同大学を中心とした健康・医療分野での先端的な研究など高度な医療機能の導入をはじめとする駐留軍用地跡地の利用の推進を図る。

(地方分権改革等)

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権を実現することとし、平成28年の提案募集においても、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実かつ強力に進める。あわせて、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努める。道州制について、基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

(5) 防災・国土強靭化、成長力を強化する公的投資への重点化

① 社会資本整備の重点化と生産性革命

社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」⁵⁷等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靭化、防災・減災対策、コンパクト・ブ

⁵⁷ 「社会資本整備重点計画」（平成27年9月18日閣議決定）

ラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性の向上を図りつつ、戦略的な取組を安定的・持続的に進める。

人口減少下でも生産性向上による持続的な経済成長を実現するため、効率的な渋滞解消策など社会のベースの生産性向上に資するインフラの計画的整備を行う。あわせて、物流効率化、ＩＣＴ導入等による産業別の生産性の向上や、新技術の活用による未来型の生産性向上を強力に推進（生産性革命）する。

② 國土強靭化

「國土強靭化基本計画」⁵⁸及び「國土強靭化アクションプラン2016」⁵⁹に基づき、ＰＤＣＡサイクルを確実に機能させながら國土強靭化の取組を着実に推進する。

特に、より多くの地方公共団体で地域計画の策定・実施が図られるよう、関係府省庁の交付金等による支援の内容や適用状況等に関するフォローアップ・見える化を行うなど、支援策の活用の促進を図る。また、更なる民間の取組促進を図るため、事業継続に取り組む企業等の認証等を行う。

国民の安全・安心を確保するとともに、海外展開の可能性も踏まえた新たな成長産業の育成に向け、スーパーコンピューター等の活用による被害状況の推測手法や、センサー・ロボット・小型無人機（ドローン）による被災状況調査等の國土強靭化に資する技術開発・実証及び導入・普及を積極的に進める。

③ 防災・減災

南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、研究・人材育成を含め防災・減災の取組を推進しつつ、首都機能のバックアップやネットワークの多重性・代替性の確保を図る。また、庁舎などの災害時における防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化を推進する。

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

被災者の支援のためのシステムの普及や自主防災組織等の育成・教育訓練の実施、女性や若者の加入促進等による消防団を中心とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。また、「世界津波の日」を契機に、津波防災の重要性を普及啓発する。

原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等の人材育成の体制整備、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進する。

⁵⁸ 「國土強靭化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）

⁵⁹ 「國土強靭化アクションプラン2016」（平成28年5月24日國土強靭化推進本部決定）

④ 都市の活力の向上等

都市の活力を高め、にぎわいを創出するため、都市計画と他の政策分野（産業振興、子育て支援、高齢化対応、物流、防災等）との横断的連携を強化し、コンパクト・プラス・ネットワークの形成や未利用資産の有効活用を進める。その際の手法として、多様なPPP／PFI事業を積極的に活用する。また、ビッグデータの活用により、まちづくりの新たな計画手法を開発するとともに、公共交通の利便性向上のための取組を進め、需要喚起を促し、公共交通ネットワークの再構築を推進する。

上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP／PFIの活用を検討する。

東京大会等の開催も見据え、東京などの大都市において、国際ビジネス・生活環境の整備や大規模災害に対する環境整備等を図るため、民間都市開発事業を強力に推進する。

東京大会を契機に、バリアフリー化を推進する。各地の観光地や交通機関において、より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリーの推進及び通信環境の飛躍的向上の推進により、多様な観光客の受入れ環境整備等を通じた地域の活性化を図る。

地理空間情報の共有・提供を行うG空間情報センターを構築して、信頼性の高い災害情報の提供や効率的な物流サービス等を推進する。

(6) 規制改革の推進

「新・三本の矢」の実現に向けて、生産性革命を目指し、一人ひとりの国民が職場や地域で一層活躍できる社会を形成するため、大胆な規制改革を推進する。

このため、「規制改革実施計画」⁶⁰において決定した事項を着実に実施するとともに、規制所管府省庁が主体的・積極的に規制を見直すシステムの確実な実行を進めていく。

「規制改革に終わりはない。」との理念の下、現在の規制改革会議の設置期限（平成28年7月末）以降も切れ目なく規制改革に取り組んでいく。

国家戦略特区については、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の改革や、事業実現のための「窓口」機能の強化を行い、必要であれば、新たな区域を指定していく。

(7) 経済統計の改善

経済財政運営に当たっては、不断の統計の改善が必要である。

総務省は、統計委員会が取りまとめた取組方針に基づき、関係府省庁の協力を得て、統計の精度向上に取り組む。

景気判断をより正確に行う観点から、行政記録情報やビッグデータ等の活用を拡大する。さらに、GDP統計をはじめとした各種統計の改善に向け、経済財政諮問会議において、統計委員会と連携しつつ、以下の課題を含む政府の取組方針を年内に取りまとめ

⁶⁰ 「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）

る。

- ① 経済社会構造の変化を横断的に正確に反映する仕組み
- ② 類似統計間の統計手法、結果等についての比較分析と、統計改善に向けたフィードバックの仕組み
- ③ 利用者視点に立った府省庁横断的な地域区分の統一の推進などの統計比較可能性の強化
- ④ 行政記録情報やビッグデータなどの新たなデータ源についての効率的な利活用の推進

3. 個人消費の喚起

人口減の下にあっても需要先細り懸念にとらわれることなく、少子化、高齢化、グローバル化などの時代の変化に対応する必要があるにもかかわらず顕在化していない潜在需要を発掘することにより、国民が求める新たな財・サービスを生み出すとともに、実質所得の向上、家計や企業の先行き不安の払拭、歳出改革や経済再生による歳出抑制効果を現役世代に還元する仕組みの構築、消費者マインドの喚起に取り組み、個人消費や設備投資を喚起する。

(1) 賃金・可処分所得の引上げ等

近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要がある。平成28年春季労使交渉において、多くの企業において3年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、平成29年以降も企業収益に見合った賃金の引上げの流れが継続することが必要である。

最低賃金については、年率3%程度を目指して、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。

これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援などの環境整備を進める。

若者・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居できるよう、空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。親族が近居する場合のUR賃貸住宅の家賃割引等を活用することにより、子育て世帯の住まいの確保を支援する。

「経済・財政再生計画」に基づく改革工程表に掲げる社会保障に係る改革項目を着実に推進し、社会保障の効率化による社会保険料の増加の抑制を図る。

(2) 潜在的な消費需要の実現

① 健康長寿分野での新社会システムの構築

日本健康会議の「健康なまち・職場づくり宣言2020」の目標達成に向け政府としても協力し、自治体や企業・保険者における先進的な取組の全国展開を図るとともに、保険者への支援やインセンティブ付与、民間企業とのマッチング強化等を通じて健康経営及びデータヘルスの好事例を全国展開する。

高齢者の生活環境の向上のため、民間活力を活用した健康・医療サービスの創出育成・利用促進を図るとともに、モバイルやＩＣＴによる医療介護支援・健康管理、自動車への衝突回避ブレーキの標準装備化など、先進技術の普及を促進する。

② 国内・外国人旅行者双方による観光・旅行消費の活性化

「明日の日本を支える観光ビジョン」⁶¹に位置付けられた、2020年（平成32年）に訪日外国人旅行者数を4000万人、消費額を8兆円とし、近年減少傾向にある日本人国内旅行消費額を21兆円とする目標の達成等により観光先進国を目指すこととし、「観光ビジョン実現プログラム2016」⁶²に基づき、政府一丸、官民を挙げて、その早期実現に向けて取り組む。

このため、ビザの戦略的緩和と審査体制の整備、国立公園や美しい農山漁村など景観の優れた観光資源の保全・活用、魅力ある公的施設の開放、日本遺産をはじめとする文化資源の一体的な整備・活用、誰もが一人歩きできる環境整備等を実施し、多様な魅力の対外発信を強化する。また、欧米豪や富裕層等をターゲットとしたプロモーションにより滞在期間の長期化を図る。

国内旅行市場の拡大に向け、企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上や休暇取得の分散化、地域ごとに休日を設定する「ふるさと休日」の設定を促すなど、休み方改革に向けた取組を進め、生活の質の向上、観光の振興及び地域の活性化につなげる。

誰もが使いやすく、安心・安全で快適なトイレは、地域のイメージアップやそれに伴う観光客誘致といった効果が期待されることから、全国においてユニバーサルデザインの快適なトイレ空間への改修や位置情報の発信を推進する。これをはじめとして、より高い水準のユニバーサルデザインの社会づくりを推進し、消費活動の活性化を図る。

（3）ストックを活用した消費・投資喚起

建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。

住宅の耐震改修・建替えや適切な管理が行われていない空き家等の除却に対して支援を行う。また、住宅の断熱性を高めるなどの省エネ化やバリアフリー化など、住宅の長寿命化に資するリフォームを促進する。

地域の価値を高めるため、空き店舗等のリノベーションや公共的空間の利活用などの民間まちづくり団体の主体的な取組に対しハード・ソフト両面から支援を行う。

不動産ストックのフロー化による投資の促進、地域経済の好循環を図るため、リート

⁶¹ 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

⁶² 「観光ビジョン実現プログラム2016」（平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議決定）

市場の機能強化、成長分野への不動産供給の促進、小口投資を活用した空き家等の再生、寄附等された遊休不動産の管理・活用を行うほか、鑑定評価、地籍整備や登記所備付地図の整備等を含む情報基盤の充実等を行う。また、空き家の活用や都市開発等の円滑化のため、土地・建物の相続登記を促進する。

老後の生活等に備えた自助による資産形成を支援するためにも、NISAの利便性を向上させるとともに、平成35年までの投資可能期間を恒久化することを検討する。

(4) 消費者マインドの喚起

過去に行われたプレミアム付商品券・旅行券、子育て支援バウチャー等の発行の取組や成果の分析を踏まえつつ、全国規模のセールスイベントの実施等も含め、消費者マインドの喚起策について検討する。また、消費者被害の防止・救済の取組を進め、消費者の安全・安心の確保を図る。

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

(1) アベノミクスの成果の活用

これまでのアベノミクスの取組により、もはやデフレ状況ではなくなり、雇用や賃金、企業収益の改善など経済再生は着実に進展し、それに伴い歳入面では税収が大幅に増加してきた。また、歳出面でも、現役世代の生活保護世帯数や失業給付の支出額の減少、被用者保険の被保険者数の増加、歳出改革の取組等により成果が生まれてきており、財政健全化も進展してきている。

アベノミクス第2ステージでのより強化した経済政策の下、「成長と分配の好循環」を回していくことを通じて、このような経済再生と財政健全化の好循環も更に持続的かつ安定的なものとしていく。^{あいりょ}

我が国の経済成長の隘路の根本にある人口減少、少子高齢化という構造的課題に対処するため、アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する。

(2) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、規制改革、行政手続簡素化、IT化を一体的に進めることにより、事業者目線で規制・行政手続コストの削減に取り組むため、まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化の取組に加え、外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。こうした取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行った上で、本年度中を目途に、重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

また、マイナンバーカードや電子私書箱の利活用による、子育て支援や電子調達等に

係る手続のワンストップ化を促進する制度整備等に取り組む。

(3) 歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築

制度横断的に社会保障の負担（税・社会保険料）・給付の構造や決定プロセス等を検証し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を進める。

経済・財政一体改革の取組の下、歳出改革や経済再生により生まれた歳出抑制の成果を、子育て支援等に還元することができる仕組みを構築するとともに、潜在需要を顕在化させる公的サービス産業化を一層加速させる等、歳出改革へのインセンティブを強化する。

共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携して、ボランティア参加者の拡大に向けた取組を推進するとともに、民間非営利組織、企業及び行政などの多様な主体が協力し合い寄附の普及啓発活動等を行う「寄付月間」等の寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。

(4) 資源配分の効率化

経済・財政再生アクション・プログラムにおけるKPIの把握、評価方法の確立とともに、実効的なPDCAサイクルを構築する。また、「見える化」の徹底や優良事例の横展開、インセンティブ改革の加速等を進めていく。これらを通じ、国・地方のワイス・スペンディングを推進し、効率的な資源配分を実現していく。

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 外交、安全保障・防衛等

① 外交

日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、
地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に、G7伊勢志摩サミットや第6回アフリカ開発会議等の成果の着実な実施を含むグローバルな課題解決への貢献、在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化、我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化、ジャパン・ハウスなどの広報文化拠点の効果的活用を含めた戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成、青年を含む人的・文化交流の活性化、日本企業や地方自治体の海外展開支援、人間の安全保障の理念に立脚した持続可能な開発目標（SDGs）の実施に積極的に取り組む。これに当たり、国際機関の活用が有益な場合には、関係国際機関の戦略的活用に努めることとし、国際機関を通じた経済協力について、経協インフラ戦略会議等を活用して府省庁間の連携を図るとともに、拠出後の執行管理及び評価を適切に実施する。あわせて、主要国の取組等を踏まえ、人的体制や在外

公館の整備等を含む外交実施体制の整備を推進し、ODAの適正・効率的かつ戦略的活用とODAを通じた開発協力の強化を図ることで、総合的外交力を高めていく。

② 安全保障・防衛等

我が国を取り巻く安全保障環境が年々厳しさを増していることを踏まえ、国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等をより一層強化し、戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進する。かかる観点から、「国家安全保障戦略」⁶³を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させるとともに、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」⁶⁴及び「中期防衛力整備計画」⁶⁵に基づき、実効性の高い統合機動防衛力を効率的に整備する。その際、人事制度改革の着実な推進、戦略的研究開発及び防衛生産・技術基盤の強化、諸外国との装備・技術協力等の推進を図る。同戦略を踏まえた領海警備・海洋監視能力の増強や、海洋、宇宙空間及びサイバー空間における「法の支配」の強化を含む対応にも取り組む。また、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持のための取組を推進する。

（2）暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

① 治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため、「『世界一安全な日本』創造戦略」⁶⁶に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策・カウンターインテリジェンス機能の強化、組織犯罪対策、密輸対策、保護観察実施体制や薬物依存症治療拠点の整備を含めた薬物対策、人身取引対策、児童の性的搾取、児童虐待、ストーカー、配偶者暴力、性犯罪、特殊詐欺等への対策や不法滞在対策等を引き続き講ずる。また、受刑者等に対する教育・職業訓練の一層の充実やそれを支える矯正施設の環境整備、高齢受刑者等への配慮、保護司の活動支援、更生保護施設の環境整備や人的体制の強化、協力雇用主の支援を含む刑務所出所者等に対する就労支援等、矯正・保護・検察を連携させながら官民挙げて再犯防止対策を推進する。

特に、「パリにおける連續テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」⁶⁷等に基づき、各種テロ対策を着実に推進する。あわせて、「サイバーセキュリティ戦略」⁶⁸に基づき、サイバーセキュリティの確保に取り組み、個人情報の保護や政府が保有する情報の適正な管理にも万全を尽くす。

⁶³ 「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日閣議決定）

⁶⁴ 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成25年12月17日閣議決定）

⁶⁵ 「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」（平成25年12月17日閣議決定）

⁶⁶ 「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

⁶⁷ 「パリにおける連續テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

⁶⁸ 「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）

日本型司法制度の強み等を重要なソフトパワーとし、コングレス 2020⁶⁹に向けて、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値を世界に普及させるための司法分野における多種多様な国際的取組を、総合的・戦略的に推進する。治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化や、外国語、外国文化に精通した人材の確保、養成など国際的対応力の向上を図るとともに、アジアを中心とした法制度整備を支援する。また、海洋の安全及び権益の確保、危機管理機能の確保、予防司法（紛争を未然に予防する法務）、国際的な法的紛争対応の充実、総合法律支援など頼りがいのある司法の確保、法科大学院に要する経済的・時間的負担の縮減や司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化、法教育の推進、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた人権擁護施策の推進、死因究明体制の強化、犯罪被害者等支援のための施策の充実、交通安全対策、宇宙インフラの整備・活用、水資源の安全確保に向けた「水循環基本計画」⁷⁰等を推進する。

感染症対策について、危機時の国際的な枠組みの構築、資金・人材・医薬品等の提供にわたる総合的な国際協力、薬剤耐性対策、研究機能の強化等を推進する。

② 消費者行政の推進

消費者の安全・安心を確保するため、「消費者基本計画」⁷¹に基づき、消費者事故等の情報収集・分析強化と発生・拡大防止、食品表示の充実、景品表示法・特定商取引法等の厳正な執行、適正な取引の実現に向けた法制度の整備、物価関連対策の推進、消費者教育や消費者志向経営の促進、高齢者等の見守りネットワーク構築や消費者ホットライン（188 番）の周知・活用等を図る。

（3）資源・エネルギー

「エネルギー革新戦略」⁷²等により、環境エネルギー制約を克服し、エネルギー分野での投資拡大・効率改善による経済成長とCO₂排出抑制の両立を図る。具体的には、産業トップランナー制度の拡充、中小企業等の省エネ支援、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス／ビルの普及等による住宅・建築物の省エネ化、次世代自動車の普及等、あらゆる分野で徹底した省エネルギーの推進に取り組む。再生可能エネルギーについて、固定価格買取制度の見直し、系統制約解消のための取組等により国民負担を抑制しつつ、電源間のバランスが取れた最大限の導入を図る。新たなエネルギーシステムの構築に向け、電力分野の新規参入とCO₂排出抑制の両立、再エネ・省エネ融合型エネルギーシステムの構築、水素社会の実現に向けた取組を進める。その際、小水力やバイオマス、風力などの小規模な再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムを構築するなど、エネルギーの地産地消を推進する。また、福島新エネ社会構想の実現に向け

⁶⁹ 2020年（平成32年）に日本で開催される「国連犯罪防止刑事司法会議」。

⁷⁰ 「水循環基本計画」（平成27年7月10日閣議決定）

⁷¹ 「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）

⁷² 「エネルギー革新戦略」（平成28年4月18日経済産業省決定）

た取組を推進する。さらに、エネルギー産業の国際展開を推進する。

資源価格が低迷し世界的に資源開発投資が停滞する中、リスクマネー供給などの支援策を積極的に展開し、資源開発投資を促進する。また、国内外のLNG・天然ガス取引環境の整備や、石油・天然ガス・メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアースなどの国内資源の調査や実用化に向けた取組を進める。加えて、国内の石油・LPGの安定供給確保に向けたサプライチェーンの維持・強化等の取組を進める。

原子力については、安全性の確保を全てに優先し、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所は、その判断を尊重し再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む。原子力発電の自主的安全性向上や防災対策の強化、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の最終処分に関する取組等を進めるとともに、必要な技術開発、人材育成、国際協力を進める。また、実効的な監視・検査制度の整備や原子力規制委員会の体制強化、予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に取り組む。

(4) 地球環境への貢献

パリ協定について、主要排出国の参加を得つつ早期発効を目指すべく、締結に向けた必要な準備を進めるとともに、世界の温室効果ガスの削減に向けて、「美しい星への行動2.0」⁷³を着実に実施する。官民併せた途上国支援、革新的環境エネルギー技術の開発、二国間オフセット・クレジット制度等を通じた優れた低炭素技術の海外展開を推進する。

「日本の約束草案」⁷⁴で示された中期目標の達成に向けた対策・施策や長期的な取組の方向性を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」⁷⁵に基づき、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、排出削減対策、地球温暖化防止国民運動の展開、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）などの国際機関との連携等を進めるとともに、「気候変動の影響への適応計画」⁷⁶を推進する。また、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、エネルギー一起源CO₂排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及に向けて地球温暖化対策税のモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るとともに、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。また、安定的な財源が確保されるまでの間においても、森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

⁷³ 「美しい星への行動2.0」（平成27年11月26日地球温暖化対策推進本部報告）

⁷⁴ 「日本の約束草案」（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）

⁷⁵ 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）

⁷⁶ 「気候変動の影響への適応計画」（平成27年11月27日閣議決定）

さらに、エネルギー源としての廃棄物の有効利用、食品ロスの削減、里地里山・里海の保全、海洋ごみ対策、微小粒子状物質（PM2.5）対策、水銀対策等を進め、循環共生型社会の構築に向けた取組を推進する。

第3章 経済・財政一体改革の推進

1. 経済・財政一体改革の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」。アベノミクス第2ステージでのより強化した経済政策の下においても、この方針に変わりはない。600兆円経済の実現と2020年度（平成32年度）の財政健全化目標⁷⁷の達成の双方の実現を目指す。ワイス・スペンディングの考え方方に立って、経済・財政一体改革の推進に資するように改革の成果を活用しながら、財政の収支改善も図っていくことが必要である。経済再生と財政健全化の二兎を追いながら、改革の成果を活かして更に改革を推進していく。

「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進める。このため、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに、改革の時間軸を明確化する改革工程表と、その進捗管理や測定に必要となる主な指標であるKPIを定めた経済・財政再生アクション・プログラムに基づいてPDCAサイクルを実効的に回していくことにより、着実に取組を進める。

歳出改革に当たっては、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大を通じて、国・地方を通じたボトムアップの改革を推進する。あわせて、国庫支出金や義務的経費を含め、歳出全般について経済再生と財政健全化に資するよう、ワイス・スペンディングの仕組みの強化を進める。

なお、追加的な歳出増加要因（子ども子育て・家族支援等）については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。また、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。

2. 先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大

（1）先進・優良事例の展開促進

公的サービスの在り方を改革している事例を上手く掘り出し、関係者間で共有し、広く基礎自治体レベルの現場まで浸透・拡大を図っていく。先進的で優良な取組を後押しする施策を推進するとともに、そうした取組の展開を関係府省庁が協力して取り組む。特に、健康増進・予防サービス、自治体の公共サービスの分野において重点的に取り組む。

① 健康増進・予防サービス

健康増進・予防サービスについて、国民が受けるサービスの水準を維持・向上しつつ、歳出効率化と経済活性化の両方を実現するため、「健康増進・予防サービス・プラットフ

⁷⁷ 国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことをいう。

「オーム」の取りまとめ²⁸を踏まえ、関係府省庁等における具体的な取組を進め、医療関係者等とも連携しつつ、優良事例の全国への展開を進める。

② 自治体の公共サービス

窓口業務の適正な民間委託等の加速や、自治体クラウド等をはじめとするICT化・業務改革及び自治体間の境界を越えた広域化・共同化を、強力に推進する。公共サービスのイノベーションを実現するため、一層の周知・広報等に取り組むとともに、先進事例がどのように課題を克服したか等の評価・分類及びそれに応じた普及促進策について検討し、都道府県の協力も得ながら全国展開を進める。

(2) 国と地方の連携強化

国・地方が軌を一にして取組を推進するよう、国と地方の協議の場をはじめとして、対話を積み重ねながら着実に進めていく。地方からの提案型も含めた仕組み作り、地方行財政改革、頑張る地方を応援するための施策の拡充を進める。

(3) 「見える化」の徹底・拡大

関係者や現場の創意工夫を重んじるボトムアップによる躍動感ある改革を実現するため、多くの国民、民間企業等、行政の関係者が、問題の所在、改革の必要性や方向性、成果の有無・程度を共有するための基盤となる「見える化」を進めることが重要である。

このため、基礎となるデータセットを公開するとともに、集約・分析したデータを一元的かつ容易に閲覧・検索ができるシステムを構築する。

また、ボトムアップの改革の成否は、自治体の現場等へ諸改革をどこまで浸透・拡大させることができるかにかかっている。地方団体との対話、地方公共団体関係者に対する認識調査や現場関係者からのヒアリング等を重ねるとともに、シンポジウムの開催、広報の展開等に取り組んでいく。

3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化

財政の「質の改善」を図り、現下の課題に対応するため、歳出の中身を入れ替え、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するワイズ・スペンディングの仕組みの強化が重要である。経済再生と財政健全化の双方に資するかどうかという観点からの優先順位付けとデータ分析による効果や成果の評価などの分析を、経済財政諮問会議での議論等を通じて、適切に予算編成の過程に取り込んでいく。

また、経費の別を問わず、分野横断的あるいは広域的な枠組みによって効果を高める取組を推進する。

制度により支出が決められている義務的経費についても、現金・現物給付分と制度の

²⁸ 「歳出効率化に資する優良事例の横展開のための健康増進・予防サービス・プラットフォーム中間報告」（平成27年12月7日経済財政諮問会議提出）

運営等の経費分の双方について、過去のトレンドを当然の前提とするのではなく、健康寿命の延伸や住民サービスの広域化、IT化の進展等を踏まえながら、住民サービスの在り方の改革や制度全体としての見直し等を行い、データやデータ分析を活用したエビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底する。

(国庫支出金のパフォーマンス指標)

国が地方自治体に対して支出する国庫支出金については、地方財政に占める割合が相当規模になっていることや最終的な予算執行までの資金の流れが多段階になるため、国の支出段階のみでのPDCAだけでは、実際の予算執行の現場に手の届くものとはならないことに鑑み、成果の向上と「見える化」に一段の工夫が必要である。その際、国庫支出金の性格に応じた対応が必要である。

まず、法令等により必ず支出することになっている国庫支出金は、関連する取組を含めた制度全体の検討を進めることで、制度ごとに予算の有効活用や政策目的の実現を図っていく。

一方、地方の裁量度の高いものについては、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた取組を促すことが重要である。このため、国庫支出金の性格に応じ、その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価する指標(国庫支出金のパフォーマンス指標)の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築する。国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等に当たっては、行政事業レビューの成果指標(国レベルのアウトカム指標)と整合的かつ一体的に行うことが必要である。

所管府省庁は、地方の裁量度の高い分野について、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定を求めるとともに、その配分に当たっては、地方自治体ごとの取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつける。あわせて、国庫支出金ごとに、地方自治体への交付状況や達成状況の評価について「見える化」するとともに、データに基づく自治体間の比較により、先進・優良事例の積極的な展開を図る。

4. 実効的なPDCAサイクルの構築

実効的なPDCAサイクルを構築するため、経済財政諮問会議において、各府省庁が概算要求の検討に着手する前から議論と精査を進める。改革工程表・KPIに基づいてPDCAサイクルを実効的に回していくことが極めて重要であり、経済・財政一体改革推進委員会において、主導的に進捗管理、点検、評価を行う。各府省庁は、これらを概算要求等に適切に反映させる。

その際、毎年度の取組状況や指標のチェックとともに、複数年度にわたる視点も重視する。また、今回の改革は、主要歳出分野ごとにキャップを設定するような総額で管理する手法ではなく、ボトムアップで改革効果を積み上げていく手法を取っていることから、改革の浸透・拡大と効果の発現について、事後的な把握を行い、更なる改革につなげていく。さらに、政策評価や行政事業レビューと有機的連携を図りながら、改革工程表の個別事項の進捗状況を検証する。

あわせて、P D C A サイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高めていく取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の公表を早めるよう努める。

P D C A サイクルの構築に当たっては、当初予算だけでなく補正予算に計上される経費や、自治体を介さず民間団体等へ交付する補助金等を含め、検討を行う。

なお、経済・財政一体改革推進委員会において改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証し、概算要求及び年末までの予算編成過程への反映について議論する。さらに、先進・優良事例の展開促進、「見える化」の徹底・拡大、改革工程・K P I の把握と点検・評価等を進め、本年末には、改革の進捗状況や新たな改革工程の具体化等を踏まえ、経済・財政再生アクション・プログラムについて必要な改定を行う。

5. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

① 基本的な考え方

社会保障分野においては、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

その中で、以下のような取組を推進する。

② 「見える化」の更なる深化とワיז・スペンディング

改革工程表に基づく改革の推進に当たっては、医療・介護分野等における給付の実態やその地域差等を明らかにする「見える化」を徹底して行うことで、保険者や行政はもちろん、サービス利用者であると同時に費用負担者でもある国民や、サービス提供者である医療・介護等関係者が自らの行動を見つめ直す契機とすることが重要である。それが、「見える化」に基づいて実施される適切な施策とあいまって、国民一人ひとりのより望ましい選択・行動につながることで、医療・介護等の効率的な給付が実現し、限られた財源が賢く活用されることとなる。

以上の観点に立って、以下の取組を推進する。

i) 医療

(医療費適正化計画の策定、地域医療構想の策定等による取組推進)

「経済・財政再生計画」が目指す医療費の地域差の半減に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討を進め、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果等を反映させる入院医療費の具体的な推計方法や、医療費適正化の取組とその効果に関する分析を踏まえた入院外医療費の具体的な推計方法及び医療費適正化に係る具体的な

取組内容を、本年夏頃までに示す。医療費適正化計画においては、後発医薬品の使用割合を80%以上とすることに向けた後発医薬品の使用促進策について記載するとともに、重複投薬の是正に関する目標やたばこ対策に関する目標、予防接種の普及啓発施策に関する目標等の設定を行い、取組を推進する。

医薬品の適正使用の観点から、複数種類の医薬品処方の適正化の取組等を実施する。また、費用対効果評価の導入と併せ、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図るとともに、生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について本年度より検討を開始し、平成29年度中に結論を得る。

地域医療構想については、本年度末までに全ての都道府県で策定が完了するよう、研修会の開催などの都道府県への支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金のメリハリある配分等により、病床の機能分化・連携を推進する。

医療計画・介護保険事業（支援）計画との整合性やこれまでの議論の内容に十分留意しつつ、介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について検討し、本年末までに結論を得る。

医療従事者の需給の見通し、地域偏在対策等について検討を進め、本年内に取りまとめを行う。特に医師については、地域医療構想等を踏まえ、実効性のある地域偏在・診療科偏在対策を検討する。

(医療費の増加要因や地域差の更なる分析、医療・介護データを連結した分析等)

高齢化などの人口要因や診療報酬改定等による影響を取り除いた医療の伸び（「その他」を要因とする伸び）など医療費の増加要因や、診療行為の地域差を含む地域差について、更なる分析を進める。医療保険者によるレセプト等の分析による医療の実態把握や、レセプト情報の活用による医療の質の評価の検討を行うとともに、分析結果等について医療専門職との情報共有を進めることで質の改善につながる仕組みについて検討を行う。医療・介護の総合的な対策を推進するために、双方のデータを連結した分析を進める。また、今後更に増大する施策や研究利用のニーズに対応するため、拡充したNDB⁷⁹のサーバーの活用等を進める。

(データヘルスの強化等)

データ分析に基づき、被保険者の個々の状態像に応じた適切な対策を実施することで、効果的なデータヘルスを実現するとともに、健康維持率等の継続的把握により、各保険者の取組状況や効果を測定する。診療報酬と保健事業の役割分担等について検討しつつ、合併症予防を含む重症化予防等の取組を進める。

また、保険者によるデータの集約・分析や保健事業の共同実施等を支援する。ICT

⁷⁹ レセプト情報・特定健診等情報データベースの呼称（ナショナル・データベース（National Data Base）の略）。厚生労働大臣が医療保険者等から収集する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報（レセプト情報）並びに特定健康診査・特定保健指導に関する情報（特定健診等情報）をNDBに格納し管理している。

とビッグデータを最大限活用し、保険者によるデータヘルスや医療の質の評価・向上を通じて「医療の質を創る」ための新たな保険者支援サービス⁸⁰について、ＩＣＴ時代にふさわしい審査支払機関の在り方の議論を踏まえて検討する。

データヘルスの好事例の全国展開に向け、国レベルでの医療関係団体とのプログラムの共同作成や、先進的なデータヘルス事業の体系的な整理・パッケージ化を行うとともに、平成30年度からのインセンティブ改革を本年度から一部前倒しで実施し、取組を行う自治体のインセンティブを導入する。インセンティブの指標の設定に当たっては、医療費適正化に資するよう、その内容を明確に提示するものとする。また、企業による健康経営の取組とデータヘルスとの更なる連携を図る。

データヘルス事業に十分な資源を投入できない保険者に対し、事業導入に係る初期費用の補助を含めた支援を行うとともに、保険者と民間企業等のマッチングを促進する。

(健康づくり・疾病予防・重症化予防等の取組推進)

日常生活の動線の中で健康づくり・疾病予防ができる環境を地域ぐるみ・企業ぐるみの取組により整備する。平成29年6月に見直す予定の次期「がん対策推進基本計画」の策定に向け議論を進め、がん検診受診率の更に高い目標を設定し、特に、国際的にも受診率の低い女性特有のがん等に関する検診の受診率向上を図るとともに、がん検診と特定健診の同時実施等による健診のアクセス向上等により特定健診受診率の大幅な向上を図る。かかりつけ医等とも連携しつつ、健康づくりや疾病予防、重症化予防等への効果的な誘導を実現する。高齢者のフレイル⁸¹対策については、保険者が参照するガイドラインの作成・周知や先駆的な好事例を踏まえた効果的な事業の全国展開等により、更に推進する。予防・健康づくり等の取組に係る共通のインセンティブ指標を踏まえつつ、保険者努力支援制度や後期高齢者支援金の加算・減算制度等について具体的な指標を検討し、疾病予防・健康づくり等に関するインセンティブ強化を実現する。メンタルヘルスなど精神医療の質の向上を図る。

(人生の最終段階における医療の在り方)

人生の最終段階における医療の在り方については、その実態把握を行うとともに、国民的な議論を踏まえながら、地域包括ケアシステムの体制整備を進めつつ、医療従事者の育成研修の全国的な実施や国民への情報提供等により、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る。

⁸⁰ 保険者が医療や健康管理に関する積極的な情報提供等を行うことにより国民が主体的により質の高い医療を選びとることができるよう、保険者の効果的なデータヘルス事業等を支援するサービス。

⁸¹ 加齢とともに、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態。

ii) 介護

介護分野においては、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、地域差の縮小も実現する。そのために、要介護度別認定率や一人当たり介護費等の地域差を各保険者が自ら分析できるよう、地域包括ケア「見える化」システム²²の開発・活用を推進する。これにより、各保険者の給付実態を明らかにし、それぞれの課題に応じた効果的な施策実施につなげていく。

市町村や都道府県による取組の好事例等について、全国展開を推進する。介護保険事業計画のP D C Aサイクル強化や、保険者機能の強化、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付け等に係る制度的枠組み等について検討し、本年末までに結論を得る。

行政が求める帳票等の文書量の半減や介護ロボット・I C T等の次世代型介護技術の活用による介護の質・生産性の向上を進める。

iii) その他

平成28年度診療報酬改定の影響について、調査・検証を行う。特に、かかりつけ薬剤師による服薬状況の一元的・継続的把握、服薬指導等への評価の新設を含む調剤報酬について、患者本位の医薬分業の実現の観点から、改定内容の「見える化」や効果の検証等を実施する。

生活保護制度における医療扶助の地域差やその要因等の分析を進め、医療扶助の特性も踏まえつつ、適正化に向けた取組を推進する。後発医薬品の使用促進や頻回受診の適正化のため、各自治体において計画を策定し、取組を推進する。

社会保障関係費の増加要因について、エビデンス・ベースで検証を行う。

中長期的な医療・介護費等の見通しを集中改革期間内に作成するとともに、改革の成果を把握・検証する。

③ 潜在需要の顕在化

600兆円経済の実現に向け、社会保障分野においても、民間の資金や知恵を活用することで健康長寿分野における多様な需要を顕在化させ、消費・投資市場を拡大させていく。

民間企業も活用した保険者による重症化予防等のデータヘルス及び健康経営の推進は、医療費の適正化、国民の生活の質（Q O L; Quality of Life）の向上、健康長寿分野での潜在需要の顕在化、企業における生産性向上にもつながるものであり、好事例を参考としつつ、強力な推進策を講ずる。健康機器等を活用したデータヘルスの推進等により、健康関連産業の育成を図るとともに、医療系ベンチャーの振興を図る。

²² 介護保険に関する情報（介護給付費請求情報や要介護認定情報等）をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報（人口推計等）を一元化し、これらの情報をグラフ等を用いて見やすい形で市町村等や国民に広く共有するためのシステム。

介護分野において個々の状態やニーズに応じた多様なサービス提供を実現する観点から、介護保険外サービスの活用促進を含め、多様な生活支援サービスの利用を推進する。電子版お薬手帳の活用による様々な健康情報等とリンクした薬局の総合的な健康サポート機能の充実を図る。

(2) 社会資本整備等

① 基本的な考え方

本格的な人口減少を迎える中にあっても、我が国経済社会の活力と魅力を維持・向上させるために、持続可能な都市構造の実現を図るとともに、成長の基礎となる社会資本整備を着実に進めていくことが重要である。

そのためには、都市における土地利用の基本的な制度の在り方についても検討を進めていくとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化を図ることにより、人口減少の中にあっても効率的・効果的な公共サービスを確保するとともに、都市・地域の活力を高めていく。

また、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靭化、防災・減災対策、老朽化対策等の分野について、ストック効果が最大限発揮されるよう、「社会資本整備重点計画」等に基づき、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的な取組を進める。

さらに、公共施設等の整備・運営において、コンセッション方式をはじめとする多様なPPP/PFI手法の活用を進めるとともに、将来的に労働人口の減少が見込まれる中、建設生産システムの生産性の向上や担い手の確保を図る。

② コンパクト・プラス・ネットワークの推進

平成32年までに全国150の地方公共団体における「立地適正化計画」の策定を達成するとともに、その確実な実現を図ることが重要である。そのため、まず、コンパクトシティがもたらす健康増進効果や財政効果などの多様な効用を明らかにする指標を開発するとともに、ビッグデータを活用した人の行動情報等に基づく効果的な計画策定を推進する。また、地域の発意による先進事例の横展開を図るとともに、関係府省庁が横断的に計画の策定と計画内容の実現を強力に支援する。さらに、支援策の効果について検証し、支援策の充実や重点化に取り組むほか、投資や円滑な買換の促進等、中心市街地の土地・資産の流動性を高める方策を講ずる。その際、コンパクトシティの形成と連携し、持続的な公共交通ネットワークの再構築を推進する。

③ 公的ストックの適正化

地方公共団体において本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要である。そのため、上下水道、文教施設、都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的なガイドラインを策定するほか、公共施

設のストック量や、一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を着実に推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援する。また、生活関連インフラの事業の広域化に向けて具体的な道筋を明らかにするほか、下水道事業については、公営企業会計の適用を一層拡大するとともに、将来の更新需要等を見据えた受益者負担の在り方の検討を行う。

さらに、国有財産については既に原則として全ての資産情報が公開され、公有財産については平成29年度までに固定資産台帳が整備されるが、これらの情報を基に、未利用資産等の全体量等を公表する等により、地域で課題を共有するとともに、民間事業者の参画を促進すること等によって有効活用を促す方策を講ずる。また、普通財産のほか、行政財産についても有効活用を図るため、他の用途で有効に活用可能な未利用地等を洗い出し、活用する方策について検討する。

④ PPP／PFIの推進

多様なPPP／PFIを推進するため、「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から平成34年度まで）で21兆円の事業規模目標の確実な達成に向けて、PDCAを徹底するとともに、進捗状況等について「見える化」を図る。特に、コンセッション事業の活用を拡大するとともに、国及び人口20万人以上的地方公共団体等において実効ある優先的検討の仕組みを構築・運用することにより、収益型事業及び公的不動産利活用事業の実現を目指す。あわせて、PPP／PFIの実務に携わる人材を育成する。

さらに、地域の民間事業者によるPPP／PFI事業の案件形成力を高める地域プラットフォームの形成を推進するとともに、民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用を図る。

⑤ 戦略的な社会資本整備

社会資本整備については、民間投資誘発効果の高い事業や、国民の安全・安心を確保するストック効果の高い社会資本へと選択と集中を進める。具体的には、大都市圏環状道路、国際戦略港湾、国際拠点空港等の整備のほか、防災・減災対策、国土強靭化、老朽化対策等により社会経済活動の継続性を確保する。また、人口減少下であっても持続的で力強い経済成長に貢献する「生産性革命」を推進するため、ピンポイントの渋滞対策等により人流・物流の効率化を図り「社会のベース」の生産性向上を実現していく。

これらに取り組むに当たっては、ストック効果の最大化という考え方を実際の社会資本整備の進め方に活かすよう、ストック効果の評価手法の具体化と実務的な運用方法の確立を図る。

交付金事業については、一定の線引きを行った上で費用対効果の算出の要件化等により、より効果的な取組を促す。また、交付金事業を含む社会資本整備関連の事業につい

ては、発生した不用の背景を精査し、その課題を明らかにし、所要の措置を講ずる。

また、ICT等を導入し施工効率を高めるとともに、これらの新技術に対応した技術者・技能労働者の養成を行うなど、建設生産システムの生産性向上のための取組について、KPIの設定及びその達成に向けたプロセス、時間軸を明らかにし、推進する。あわせて、現場の担い手を確保するため、若者が希望を持って建設産業に入職できるよう中長期的な人材の確保・育成の具体的な方策を講じていくほか、施工管理技術に関する公的資格試験を年2回にするなどの受験機会の拡充について検討する。

さらに、社会資本の戦略的なメンテナンスを図るため、メンテナンス産業や人材の育成を図ることが重要である。このため、市場規模等の目標を明確にし、実施時期を明らかにした上で目標達成に向けた具体策を策定する。

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

① 基本的な考え方

窓口業務の適正な民間委託等の加速と自治体クラウド等のICT化・業務改革をはじめとする様々な取組の全国展開及び、それらの自治体の境界を越えた広域化・共同化を軸に、各種取組を進める。

改革初年度から全ての改革項目を工程表に従って着実に進めていく中で、特に以下の諸項目について重点的に取り組む。

② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

多くの自治体が自ら歳出効率化を含む先進的な取組を応用・実施することにより、全国展開を促すため、先進的な取組の具体的な内容等を明らかにする。あわせて、先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映（いわゆるトップランナー方式）の導入に際し、その趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュールをホームページで公表し、周知を図る。

窓口業務のアウトソーシングについては、都道府県の協力も得ながら全国展開を進める。これを含めトップランナー方式の残る検討対象業務について、関係府省庁の協力も得て、先進自治体の実態把握や課題の整理等を行い、早期の導入を目指す。

アウトソーシング等の先進的な取組の具体的な全国展開のための手法及びトップランナー方式の在り方については、平成28年度改正地方交付税法⁸³を踏まえつつ、引き続き検証を行う。

地方公共団体において本年度中に「公共施設等総合管理計画」が策定され、今後は「個別施設計画」の策定に移行するが、その中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要である。公共施設のストック量や、一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す「見える化」を着実に推進するとともに、都道府県においてもその取組を支援

⁸³ 「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第14号）

する。

公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用）の推進、経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化、第三セクター等の改革を着実に進める。

③ 地方行財政の「見える化」等

平成 27 年度決算より、経年比較や類似団体比較を含めて住民一人当たりコストについて性質別・目的別に網羅的な「見える化」を実施する。また、ユーザーが様々な条件を設定して自治体間比較ができるデータベースの早期実現に取り組む。このほか、予算・決算の対比に関する情報開示の各自治体分での実現に向け、自治体の事務負担にも配慮しながら取り組むなど、地方財政の「見える化」の拡充を図る。

窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化効果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて試行的な算定フォーマットを作成・公表し、各自治体での活用を促す。

都道府県別の住民一人当たり行政コストとその財源内訳の分析、自治体の頑張りや地方財政制度等の改革に係る経済効果の検証を行う。

④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革

人口減少・少子高齢化の下、公共施設の集約化等、公営企業の運営、業務改革や民間委託など自治体が直面する課題については、自治体間で地域の実情に応じた広域化・共同化など連携した取組を促す。都道府県には各課題において積極的に事務の広域化・共同化を促す調整役としての役割が求められる。

連携中枢都市圏、定住自立圏については、各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを本年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す。

広域の地域間連携を伴う地方創生の取組に対しては、地方創生推進交付金で支援する。

公営企業等の行う各種事業についても地域の実情を踏まえつつ広域化を進める。

水道事業の広域化に向けて本年度のできるだけ早期に都道府県と市町村の検討体制を構築する。下水道事業について、処理場の統廃合や広域的維持管理体制の整備など事業の広域化・共同化に取り組むこととし、本年度においては、関係府省庁が連携して、都道府県構想において広域的維持管理体制の整備等について位置付けるなどの取組を促す。

窓口業務の適正な民間委託等の推進に当たっては、標準的な業務フローに基づく標準委託仕様書等の検討過程で、小規模自治体における取組を支援するため、包括民間委託等の活用についても調査・整理を行い、平成 29 年度末までに取りまとめる「地方公共サービス小委員会報告書」に盛り込む。また、窓口業務の民間委託等の歳出削減効果を測定する簡便なツールを提供し、自治体による民間委託等の検討を支援する。

⑤ I T化と業務改革、行政改革等

「国・地方 I T化・B P R推進チーム報告書」⁸⁴に基づく進捗状況の把握や必要な措置を行い、国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。

コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係府省庁が連携して検討を進める。

地方自治体の I T化・B P Rの推進に向け、政府C I Oによる支援や自治体におけるC I Oの役割を果たす人材確保など、変革意欲のある地方自治体から支援する取組を更に進める。

クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数や範囲を含め比較可能な形で明らかにする。また、自治体クラウドグループの取組事例について、経費の削減方策・効果、機器更新時など導入のタイミング等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して取組を加速する。

これらの取組等を通じて、自治体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図る。

上記に加え、「オープンデータ 2.0」⁸⁵に基づき、一億総活躍社会の実現等の政策課題を強化分野として設定し、官民一体となって課題解決型オープンデータの推進を図る。

（4）文教・科学技術等

（文教・科学技術）

文教・科学技術分野については、①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、②民間資金の導入促進、③予算の質の向上・重点化、④エビデンスに基づくP D C Aサイクルの徹底を基本方針として、以下の改革を進める。

少子化の進展や学校教育現場における諸課題、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえ、集中改革期間中の教職員定数の中期見通しの策定に向けて、多様な研究者等の知見も活用しつつ、学級規模等の影響・効果の調査や加配教員・専門スタッフ配置の効果分析、教員の勤務実態・雇用形態の把握・分析等の教育政策に関する実証研究を進める。全国学力・学習状況調査データの大学等の研究者による活用を促進する。これらの成果を踏まえ、学校・教育環境に関するデータや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求を行うことなど、教育政策においてエビデンスに基づくP D C Aサイクルを確立する。その際、幼児教育から高等教育、社会人教育まで、ライフステージを通した教育全体について、政策目的が効果的に達成されているか等の観点から予算や制度の検証を行うとともに、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえ全体を通じて横断的に検証する。

⁸⁴ 「国・地方 I T化・B P R推進チーム第一次報告書」（平成 27 年 6 月 29 日決定） 「同第二次報告書」（平成 28 年 4 月 28 日決定）

⁸⁵ 「【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進」（平成 28 年 5 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

学校現場で特に急務である学校の業務効率化・業務改善を図るため、教員の勤務実態等の把握とこれに基づく業務改善の取組を推進する。

国立大学法人運営費交付金の各大学の機能強化の取組構想やその評価に基づく重点配分により、大学間の連携や学部等の再編・統合の促進を図るとともに、民間資金の獲得割合の上昇を一つの指標とすること等により、民間資金の導入を促進する。

国立大学・公的研究機関と民間企業等との共同研究の促進等による民間資金導入の促進、国立大学の寄附金収入の拡大など財源の多様化、有能な人材の流動化、研究設備の共用化等を推進する。

上記の主要歳出分野のほか、全ての歳出分野において聖域なく改革を進める。

(5) 峰入改革、資産・債務の圧縮

① 峰入改革

(歳入増加に向けた取組)

経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等を通じた新たな税収増を生み出す。また、マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備するとともに、税・社会保険料徴収の適正化を進める。さらに、国・地方が保有する各種資産の有効活用、不要な資産の売却等により、税外収入についても安定的確保に取り組む。

(税制の構造改革)

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

特に、個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理に沿って、同調査会における更なる議論も踏まえつつ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行う。

国際的な租税回避等を巡る近年の動きを踏まえ、グローバルなビジネスの構造変化に対応した国際課税制度の再構築（「B E P S プロジェクト」⁸⁶の勧告への対応等）や税務当局間の情報交換の推進、税務コンプライアンスの確保等について、制度・執行の両面から更なる取組を進める。

② 資産・債務の圧縮

国・地方が保有する資産（特別会計等を含む。）については、一億総活躍社会の実現に資する観点等に照らして、地域と連携した国公有地の有効活用を推進するとともに、不

⁸⁶ 「B E P S (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクト」とは、公正な競争条件の確保の考え方の下、多国籍企業が、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（B E P S）がないよう、国際課税ルール全体を見直し、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即したものとするプロジェクト。平成27年10月に最終報告書が公表されたところであり、今後は各国において実施のために必要な制度改革が段階的に行われる予定。

要な資産については売却等を進めていく。売却収入は、債務の償還又は震災復興など追加的に発生する歳出増加要因に有効に活用する。

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

我が国経済の現状をみると、企業収益、雇用・所得環境といったファンダメンタルズは引き続き良好であるが、消費や設備投資に力強さを欠いた状況が続いている。また、熊本地震の地域経済や日本経済に与える影響にも留意していく必要がある。

政府においては、平成27年度補正予算及び平成28年度予算を前倒しして執行するとともに、熊本地震による被災者支援や災害復旧を目的とした平成28年度補正予算を編成し、対応を進めてきた。「G7伊勢志摩経済イニシアティブ」も踏まえ、引き続き、弱さのみられる個人消費、住宅・自動車等の耐久財等の動向、海外経済や国際金融情勢に細心の注意を払い、この秋に向けて総合的かつ大胆な経済対策を取りまとめること等により、デフレに後戻りすることなく完全に脱却できるよう、万全の対応を行う。

また、賃金・可処分所得の引上げとともに、潜在的な需要の実現に向けた規制改革や消費・投資の喚起策等を推進する。さらに、生産性革命の加速、新たな有望成長市場の創出、世界で一番企業が活動しやすい環境に向けた取組、TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化、内外人材の活用等を通じて成長戦略を加速するとともに、子ども子育て支援の拡充、働き方改革をはじめとする一億総活躍社会の構築を通じて、「成長と分配の好循環」を実現する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 平成29年度予算編成の基本的考え方

(1) 集中改革期間2年目の取組

平成29年度は集中改革期間の2年目であり、そこでの成果は改革の成否を左右する重要なものとなる。平成29年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」及び経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って取り組み、経済・財政一体改革を面向に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。

(2) 平成29年度予算編成の在り方

平成29年度予算編成に当たっては、以下に掲げる取組を重点的に推進する。

- ① 経済財政諮問会議において、各府省庁が概算要求の検討に着手する前からエビデンスを基に議論と精査を進める。その上で、予算編成に経済・財政一体改革を反映させる。特に「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとして、歳出改革のモメンタムと持続性を強める取組を重視するとともに、国庫支出金等についてもエビデンス・ベースの精査と見直しを

徹底して進める。

- ② 健康増進、コンパクトなまちづくり、住民・行政サービスの広域化・ＩＴ化等に向け、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大を進める。
- ③ 我が国の経済成長の^{あいろ}陥路の根本にある人口減少、少子高齢化という構造的課題に対処するため、アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する。
- ④ 第3章に掲げる主要分野ごとの改革の取組を大胆に推進するためのメリハリの効いた予算とする。

社会保障については、改革工程表において本年末までに結論を得ることとされている事項をはじめ、「経済・財政再生計画」に掲げられた改革項目について改革工程表に沿って改革を着実に実行する。医療費適正化計画に係る取組を含め、医療・介護分野等における徹底的な「見える化」に取り組む。また、医療費等の増加要因について、データやデータ分析に基づいて、精査・検証する。

社会资本整備等については、コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化により、人口減少社会においても、持続可能な都市構造の実現を図っていく。また、「社会资本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靭化、防災・減災対策、老朽化対策等の分野について、ストック効果の高い社会资本へと選択と集中を進める。さらに、コンセッション方式をはじめとする多様なPPP／PFI手法の活用により、公的負担の抑制を図りつつ、新たなビジネス機会の創出を図る。

地方行財政については、窓口業務の適正な民間委託等の加速や自治体クラウド等のICT化・業務改革の全国展開及び広域化・共同化などの取組を進めるとともに、地方行財政の「見える化」を徹底する。改革工程表に沿ってトップランナー方式を着実に実施する。

科学技術については、「第5期科学技術基本計画」に基づき、官民合わせた研究開発投資でGDP比4%以上（政府1%）を目指す。その中で、民間資金の導入が一層促進されるよう、制度整備等を行いつつ、政府研究開発投資を行う。あわせて、PDCAをしっかりと回し、重点化を図っていく。

他の分野についても、無駄な予算を排除とともに、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう、厳格な優先順位付け（ワイス・スペンディングのチェック）の下で予算編成を行う。

これらの取組により、できる限りの基礎的財政収支の改善を実現する。

経済・財政一体改革推進委員会においては、改革効果が着実に発現するよう、引き続き、諸改革の進捗管理、点検、評価を適切に行っていく。